

成年後見制度見直しに関する予備的考察

—国連障害者権利条約整合化に向けて—

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

[キーワード] 制度イノベーション、医療・介護・生活の支援重視、データベース整備

1. 研究目的

我が国は2014年初頭国連障害者権利条約を批准した。同条約12条は後見制度について世界的にパラダイム転換を求めていると云われる。わが国と同様な仕組みを持つ韓国は2014年に、また、2015年3月には後見に関し世界をリードして来たドイツが是正勧告を受けた。わが国も条約に基づき国連審査を受ける準備を進めているが、法定後見につき抜本の見直しを迫られることが明白である。

他方、わが国の法定後見は、後見類型偏重という実態、さらに家庭裁判所（以下「家裁」という）の監督責任を問う国家損害賠償の判例を見る時、人権保障、財産管理という最低限維持すべき家裁の機能が損なわれて来ているのではないかとの疑念を持たざるをえない状況にある。その他多くの問題が顕在化し、学会等から改善提言が行われている。

こうした状況を打開し、世界における高齢化最先端国の責務として、とりわけ欧米のような充実した裁判システム等を持ってない我が国としては、より深刻な状況にある後進国にも適用可能なシステム構築を指向すべきである。そのためには民法での対応という枠組みに捉われず、条約整合に向けた制度イノベーション（従来等閑視されたガバナンス、フュージビリティを重視した）を図るべきだ。

条約12条が求めるパラダイム転換には、今後の各国対応努力を注視し、相互協力して取り組むべきである。当面はドイツ（後見改革の旗手）並みと評されることを目標に現行制度見直しと意思決定支援の活用拡大を図ることにより、家裁業務の適正化を図ることが急務と考える。本研究においては、その前提とすべき事項について考察を行うこととした。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

ドイツでは自然的行為無能力制度を持ち、世話法では原則権利制約を伴わず、裁判所が同意権留保を命ずる範囲に限定して例外的に制約している。わが国は、包括的権利制約を課す後見類型（見えざる檻に閉じ込めるに等しい制度）が80%を超し、3類型併せてもほぼ100%が権利制約を課している。高齢化に対応して現状のまま利用拡大を図ることは、非現実的であり、条約の目指す方向に逆行する。日常生活自立支援事業等の意思決定支援システムさらには福祉信託等をも含めた広義の後見制度を対象とし、本人中心としたトータルな視点に立った制度設計を検討すべきである。こうした視点に立って本研究を行う。

(2) 研究の方法

国内文献、インターネットや日本成年後見法学会等への参加により得られた国内外情報

により次の各項目につき整理を行ない、広義の後見制度の枠組みに関する基本事項につき考察を行った。⑦権利条約整合化の国内外の動向、⑧現行制度制定前後における制度に関する議論⑨後見、意思決定支援に関する先進的システムと評されている海外事例

3. 倫理的配慮

上述の研究方法により研究を進めた。本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行った。

4. 研究結果

(1) 相当額の財産管理（米では重大な医療の同意、居所指定も）の必要がなければ、判断能力の不十分な人にとって法定後見は原則必要不可欠なものではない⑩⑪。

(2) 法定後見は家裁を頂点としたシステムでなければいけないのか
国内の説は、「財産管理のための本人の能力の補完という制度趣旨を根本的に見直し、総合的な福祉行政の面からとらえ直して新たな制度を構築することが考えられる」⑫。「成年後見制度の本籍地を厚労省に移し社会保障制度の一つとして、のびのびと成長させる必要があるだろう」⑬。「年金管理、介護サービス等比較的低額の財産管理は行政の有権管理を」⑭。「福祉サービス利用に関する特定の事項についてのみ権限を有する代理人をより簡単に選任するシステムが考えられてもよいのではないか」⑮。ドイツでは法的世話だけでなく社会的世話をもオプションとして検討し、「独立した立場を貫いている裁判官の判断は公正かつ安心感をあたえるものであり、被世話人の利益を最優先に考えているため他の決定が入り込む余地がない」と結論⑯。スイスは大半が地方自治体の行政委員会が担当している。

(3) ⑰財産管理と⑱医療・介護・生活の支援とは統合さるべきものか
両者の指導監督の手法、体制はそれぞれに適した異なるものとするのが望ましい。我が国の現行制度は財産管理手法を転用したもので⑲に対応出来ていない。⑲については我が国の場合、日常生活自立支援事業の実績がある。これは条約の主張する意思決定支援の世界的先駆事業と位置付けることが可能であろう。両者を統合し介護保険と車の両輪だと云われる現行制度は、介護保険法で後見人等の権限・義務を拡張したものと見解がある⑳。

今後重視すべき愚行権の適正な活用を図る上からも両者が分離された体制をとることが望ましい。この場合両者意見の調整は、ADR、裁判所や行政委員会の調停等による。

5. 考察

ドイツでは制度改善に向けて実績分析等が政府により進められて来ており、さらに障害者権利条約批准を機に整合化のための検討が組織立って進められた㉑。本年の国連による勧告の対応についても、既に行動が開始されているのではないかと推測されている。我が国においても制度イノベーションを実現するためには、制度問題の議論だけでなくそれに必要な実績データベース構築が必要である。しかし、これまでそうした対応が政府レベルで殆ど見受けられない。今後こうした面での改善を切に期待したい。

注 本文中のマルに囲まれた数字は、別途会場にて配布する引用文献の番号を示す。